# 奈良市安全安心まちづくり 基本計画 (案)

(令和4年度~令和8年度)



奈 良 市

## ~目 次~

第~	1章 約	総則																									
1.	計画の	目的•			•		•	•	•	• •	•	•	•	• (		•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	3
2.	計画策	定の紹	経緯•		•		•	•	•	• •	•	•	•	• (		•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	3
3.	計画の	位置つ	づけ・		•		•	•	•	• •	•	•	•	• (	• •	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	4
4.	計画期	間••			•		•	•	•		•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	4
5.	計画の	構成と	内容	• •	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	• •	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	5
第2	2章 罗	安全安	心をI	取り	) 巻	く社	t会	情	勢	等0.	)認	調	ح	課	題												
1.	犯罪の	情勢σ	分析	と誇	₹題		•	•	•	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	6
2.	交通事	故の情	勢の	分析	īحا	課題	夏•	•	•	• •	•	•	•	• •	• •	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	12
3.	迷惑行	為の情	勢の	分析	īŁ	課題	頁•	•	•	• •	•	•	•	• •	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	16
第3	3章 基	基本方	針と	基本	目	票																					
1.	基本方	針••	• •	• •	•		•	•	•	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	19
2.	基本目	標••	• •	• •	•		•	•	•	• •	•	•	•	• (	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	19
3.	市の責	務及び	が市民	, É	]治:	会、	事	業	者	り役	割	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	19
4.	施策の	体系区	図(展開	國)	•	• •	•	•	• •	•	•	• (	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
第4	4章 阝	方犯力·	の高い	ハま	ち	づく	つ	١																			
1.	現状と	.課題•			•		•	•	•	• •	•	•	•	• •		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	23
2.	施策の	方向性	• 重	点取	又組	施第	₹•	市	の言	Èな	取	組	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	23
3.	重点取	!組施策	その指	標と	実	施計	†画	j •	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	• ;	26
第5	5章 <del>-</del>	子ども	たち	がま	之心	でき	きる	るま	ち	づぐ	< ½	)															
1.	現状と	.課題•			•		•	•	•	• •	•	•	•	• •		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	27
2.	施策の	方向性	• 重	点取	又組	施第	H •	市	のΞ	Èな	取	組	•	• •		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	27
3.	重点取	!組施策	その指	標と	実	施計	†画	j •	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	• ;	29
	6章 3																										
1.	現状と	.課題•			•		•	•	•	• •	•	•	•	• •		•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	• ;	30
2.	施策の	方向性	⊧•重	点取	又組	施第	₹ •	市	の <u>=</u>	さ な主	汉王	組		• •		•	•	•		•	•	•	•	•	•	• ;	30

3.	重点取組施策の指標と実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
第7	7章 公共の場等におけるマナーを大切にするまちづくり	
1.	現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
2.	施策の方向性・市の主な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	B章 推進体制	
1.	庁内推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
2.	関係団体との協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
3.	計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
資料	以編	
1.	奈良市安全安心まちづくり条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
2.	奈良県・奈良市における特殊詐欺の被害件数・被害額・・・・・・・・・・・・・・	41
3.	奈良県・奈良市の交通事故死者数に占める高齢者(65歳以上)の割合・・・・	42
4.	安全安心に対する市民の意識(市民アンケート調査 令和3年実施)・・・・・・	43

### 第1章 総則

### 1. 計画の目的

すべての市民が安全で安心して快適に生活できることを目的に制定された奈良市安全安心まちづくり条例に基づき、安全・安心で快適なまちづくりに関する施策を総合的、かつ計画的に推進することを目的として奈良市安全安心まちづくり基本計画(第4期)(令和4年度から令和8年度まで)を策定します。

特に、第4期の安全安心まちづくり基本計画は、これまでの第1期から第3期計画までの成果を踏まえつつ、また、奈良市第5次総合計画の個別計画として、昨今の社会環境の変化により求められる新たな課題等に関して適切な対応を行い、より一層の推進を図るため、本市、市民、自治会、事業者などが連携・協働し、地域の防犯力を高め、交通事故を未然に防止し、社会規範や社会の一員としてのルールを遵守し、市民が安全で安心して、快適に暮らせる奈良市の実現を目指し、また、それを将来に引き継いでいくことを目標とします。

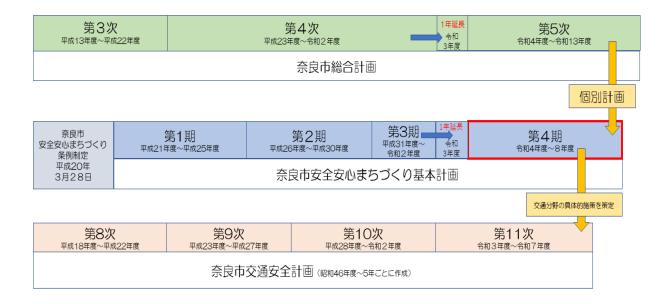
### 2. 計画策定の経緯

本市では、すべての市民が安全で安心して快適に生活できることを目的に、平成20年3月28日に「奈良市安全安心まちづくり条例」が制定されました。それを受け、安全安心で快適なまちづくりに関する施策を総合的に推進するため、「奈良市安全安心まちづくり基本計画(平成21年度~平成25年度)を、また、それを引き継ぐ形で策定した第2期「奈良市安全安心まちづくり基本計画」(平成26年度~平成30年度)、第3期「奈良市安全安心まちづくり基本計画」(平成31年度~令和3年度)では、「すべての市民が安全で安心して快適に生活することができる奈良市の実現」を目標として、「市民一人ひとりの意識の高揚」「地域における自主的な活動の推進」「環境の整備」の3つの基本方針を軸に、防犯、交通事故の防止、公共の場所等におけるマナー等の遵守の側面から、本市、市民、自治会、事業者等が一体となり、安全安心で快適なまちづくりを推進してきました。

特に、第3期計画の期間中は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が社会情勢に大き く影響を及ぼしたことから、少なからず昨今の犯罪、交通事故、迷惑行為の情勢にも変化 をもたらしたと考えられます。

このような情勢の変化を受けて、まちづくりの方針を見直し、更なる取組を進めていく 必要があります。

### 3. 計画の位置づけ



本基本計画は、奈良市安全安心まちづくり条例に基づく、第1期から第3期に次ぐ第4期計画であり、また、第5次総合計画の個別計画として位置づけます。なお、交通分野は第11次奈良市交通安全計画により具体的な施策を策定します。

### 4. 計画期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

	章	内容			
第1章	総則	計画の目的、計画策定の経緯、計画の位置づけ、計画期間、計画の構成と内容を示します。			
第2章	安全安心を取り巻く社会情勢等の認識と課題	奈良市第5次総合計画における社会情勢の認識・現状と課題や市民アンケート等を踏まえた、本市の安心安全を取り巻く社会情勢の認識と課題を示します。			
第3章	基本方針と基本目標	本計画の基本方針、基本目標、市の責務及び市民、自治会、事業者の役割、施策の体系図(展開図)を示します。			
第4章	防犯力の高いまちづくり	第4章から第7章までは、基本目標ごとの施			
第5章	子どもたちが安心できるまち づくり	策の方向性(施策の推進方針)、重点取組施 策、市の主な取組を定めます。重点取組施策に 関連する市の取組の一部から指標を定め、活動			
第6章	交通事故のないまちづくり	計画を示します。 なお、「交通事故のないまちづくり」について の具体的施策については、「第 11 次奈良市交			
第7章	公共の場等におけるマナーを 大切にするまちづくり	通安全計画」により実施します。			
第8章	推進体制	自主防犯活動の推進や庁内の推進体制、各関係 機関についての基本的な事項を定めます。			
資料集		本計画に関連した資料を一括して掲載します。			

## 第2章 安全安心を取り巻く社会情勢等の認識と課題

### 1. 犯罪の情勢の分析と課題

#### ① 刑法犯認知件数について

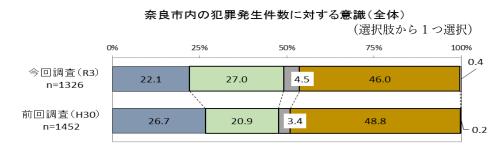


図1 奈良県警察本部の資料を基に本市で作成

本市における令和2年中の刑法犯認知件数は、1652件となっており、第3期計画改定時の平成29年中(2547件)と比べて、895件減少しました(図1)。

人口千人当たりの刑法犯認知件数は、令和2年中に4.7件となり、5.0件を下回りました。令和元年から令和2年は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出の自粛が減少の一因となっている可能性もあります。今後も新型コロナウイルスの感染拡大による社会の態様の変化が刑法犯認知件数に影響を及ぼす可能性もありますが、市内の刑法犯認知件数については、平成13年のピーク時から着実に減少してきているため、本市の第5次総合計画において令和8年の目標値を4.0件としました。

市民アンケートでも、犯罪発生件数が以前より多くなったと回答した人は第3期計画改定時調査に比べ4.6ポイント減少しています(図2)。



■以前より多くなった □変わらない □以前より少なくなった □わからない □無回答 図2 令和3年市民アンケート調査

### ② 市内の罪種別刑法犯認知件数の推移(平成28年~令和2年)

罪種別※	H28	H29	H30	R1	R2
凶悪犯	8	12	13	10	14
粗暴犯	175	154	140	175	138
窃盗犯	1,788	1,741	1,439	1,252	1,071
知能犯	171	168	152	111	119
風俗犯	40	31	24	41	34
その他	427	441	387	362	276
合計	2,609	2,547	2,155	1,951	1,652

資料① 奈良県警察本部

令和2年においては刑法犯認知件数の約65%を窃盗犯が占めていますが、窃盗犯の件数はこの5年で717件減少し、着実に減ってきています(資料①)。

### ※罪種別の内容

凶悪犯•••殺人、強盗、放火、強制性交

粗暴犯・・・暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合

窃盗犯••窃盗

知能犯・・・詐欺、横領、偽造、職権濫用、収賄罪、背任

風俗犯•••賭博、猥褻

その他・・・公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、

器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯

### ③ 市内の窃盗犯の主な内訳(平成28年~令和2年)

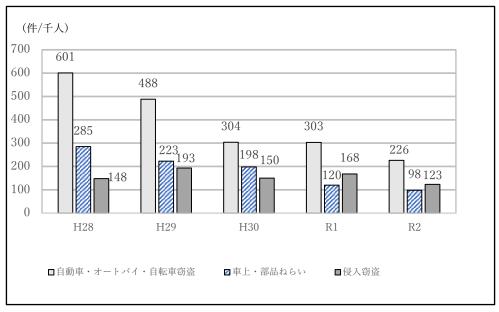


図3 奈良県警察本部

図3の窃盗犯の内訳の中でも、侵入窃盗の認知件数の減少幅は小さく、また市民アンケート調査で、どのような犯罪に不安を感じるか(複数回答)を調査したところ、「侵入窃盗(空き巣など)」が53.9%と最も回答者が多かった(図4)ことから、空き巣等の侵入窃盗の抑止が特に重要です。

### 不安に感じる犯罪(全体)(選択肢から2つまで選択可)

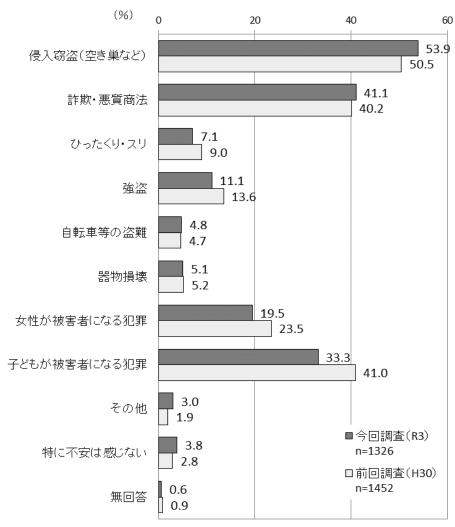


図4 令和3年市民アンケート調査

### ④ 高齢者を狙った犯罪の分析~特殊詐欺について~

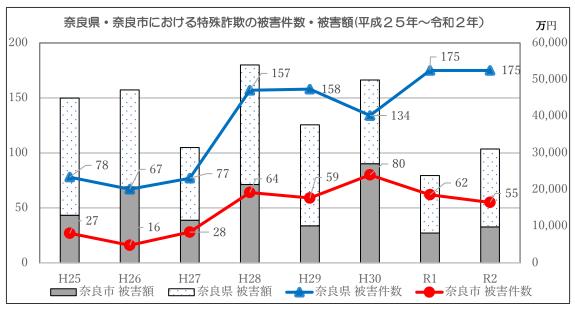


図5 奈良県警察本部

本市の特殊詐欺の被害件数及び被害額は平成30年をピークに減少しています。 県の特殊詐欺の被害件数は高水準で2年連続推移しています(図5)。

また、市民アンケート調査において、不安対象となる犯罪の上位項目のうち、侵入窃盗 (空き巣など)の次に「詐欺・悪質商法」41.1%が続きました(図4)。

本市の令和2年の特殊詐欺の被害者の約9割が60歳以上の高齢者で、最も被害が多かったのはキャッシュカードを狙う手口でした。

特殊詐欺の犯行手口については、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺、キャッシュカード詐欺など年々手口が複雑巧妙化しており、今後も変化していくと考えられるため、特殊詐欺被害を防止するための取組を強化していく必要があります。

#### ⑤子どもの犯罪被害等の分析

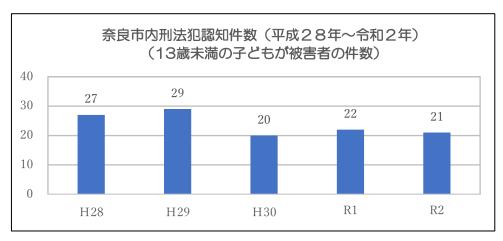


図6 奈良県警察本部

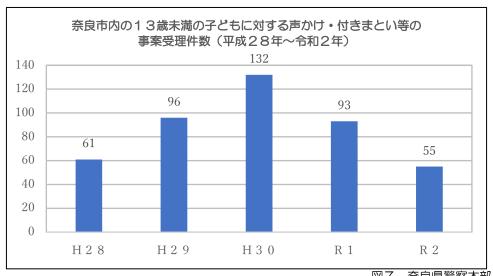
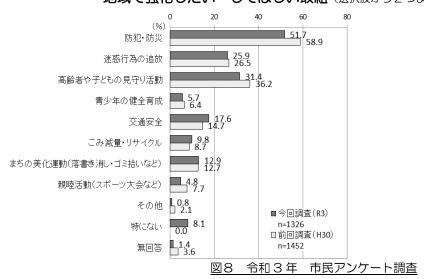


図7 奈良県警察本部

本市の刑法犯認知件数は減少を続けていますが、うち13歳未満の子どもが被害者とな る件数は、平成30年以降目立った数値の変化はありません(図6)。また、市内の13歳 未満の子どもに対する声かけ・付きまとい等の事案については、平成30年から減少して います。子どもの安全・安心のためにも、今後も継続して不審者情報の迅速な提供や見守 り活動を行う必要があります(図7)。

高齢者や子どもの見守り活動については、市民アンケート調査の、地域(自治会等)で 今後取組を強化したい、あるいは強化してほしい活動の調査の回答でも31.4%が強化 してほしいと回答しています(図8)。しかし、市民アンケート調査でも地域の防犯活動 に参加したことがないと回答している割合が71.8%であったため、今後は地域の自主 的な防犯活動に参加する担い手づくりを進めていく必要があります。



地域で強化したい • してほしい取組 (選択肢から2つまで選択可)

### 2. 交通事故の情勢の分析と課題

### ①近年の人身事故発生件数及び死者数について



図9 奈良県警察本部

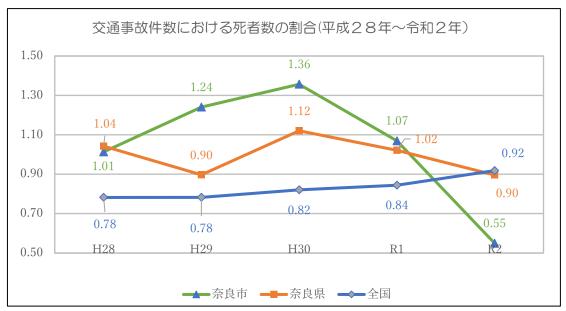


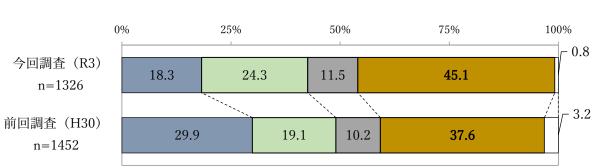
図10 奈良県警察本部

本市における交通事故による人身事故発生件数は、1000件を下回る状況が令和元年から2年連続で続いています。また、令和2年には交通事故死者数が4人となり、平成で最も多かった26人(平成2年・平成4年)から大幅に減少しました(図9)。また、交通事故件数に占める死者数の割合は、平成29年から令和元年までは、全国及び奈良県の数値よりも高い状況でしたが、令和2年には全国及び奈良県の数値を下回りました(図10)。

令和2年は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出の自粛が減少の一因となっている可能性もありますが、交通事故死者数は着実に減少してきているため、本市の第5次総合計画では交通事故死者数を限りなく0に近づけることを目標にしました。

また、市民アンケート調査の結果を見ると、交通事故の発生件数について「以前より多くなった」は18.3%と第3期計画改定時の調査より11.6ポイント減少しており、 交通事故に対する不安は減少傾向にあります(図11)。

交通事故件数に対する意識



■以前より多くなった □変わらない ■以前より少なくなった ■わからない □無回答

### ②高齢者が関係する事故について

奈良市内の高齢者(65歳以上)が関係する交通事故発生状況

3 2 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1								
年	H28	H29	H30	R1	R2			
発生件数	416	449	356	326	286			
死者数	6	10	7	6	3			
負傷者数	255	253	217	207	168			
負傷者数(うち重傷)	52	49	40	49	48			

資料② 奈良県警本部

図11 令和3年 市民アンケート調査

(選択肢から2つまで選択可)

市内の交通事故死者に占める高齢者の割合を見ると、令和2年には全体の75%を65歳以上の高齢者が占めています(資料②)。

特に近年、高齢者の運転による交通事故が全国的に問題となっており、高齢者の交通安全意識の強化を行っていく必要があります。

### ③子どもが関係する事故について

奈良市内の子ども(中学生以下)が関係する交通事故発生状況

年	H28	H29	H30	R1	R2
発生件数	53	48	39	30	24
死者数	0	0	1	0	0
負傷者数	94	99	79	57	43
負傷者数(うち重傷)	3	6	10	2	4

資料③ 奈良県警本部

市内の子ども(中学生以下)が関係する事故の発生件数及び負傷者数については、令和 2年までの5年間は減少傾向にあります。また、令和元年から死者数は2年連続で0を維持しています(資料③)。

幼い子どもの歩行中の事故の多くは横断中に起こり、「飛び出し」が主な要因です。<sup>1</sup>県内の小学生の歩行中の死傷者数は、通行目的別でみると登下校時が最多となっています。<sup>2</sup>また、県内の中学・高校生の自転車乗用中の死傷者数は、通行目的別では、登下校中が最多で、特に登校中が多い状況です。<sup>3</sup>今後は、子どもが通学・通園等で日常的に使う経路を中心に、安全対策を講じていく必要があります。また、子どもの交通安全意識を高めるため、交通安全教育を進めていく必要があります。

さらに交通事故を減らすために何をすべきかを市民アンケート調査した結果(複数回答)、「ドライバーが交通法規を遵守する」ことが61.0%と最も多く回答しており、次いで「行政が車道や歩道の整備を進める」50.7%、「自転車が交通法規を遵守する」35.0%となりました。また、第3期計画改定時の調査結果と比較して大きな変化はありませんでした(図12)。

<sup>2</sup> 参考:令和3年3月22日付奈良県警察本部交通企画課「小学生の交通事故(自転車乗車中・歩行中)の特徴について」

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 参考:交通安全教育指針(平成10年9月22日国家公安委員会告示第15号)、奈良県警察本部交通企画課「幼児の歩行中等の交通事故の特徴について」

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 参考:令和元年6月5日付奈良県警察本部交通企画課「中学生・高校生の自転車乗用中・二輪車乗車中の交通事故の特徴について」

### 交通事故を減らすためにすべきこと(全体) (選択肢から2つまで選択可)

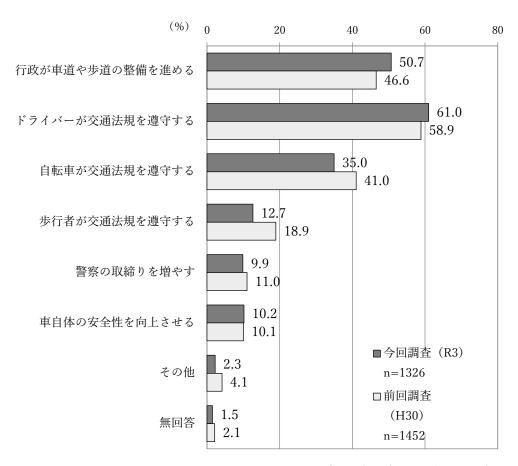


図12 令和3年 市民アンケート調査

### 3. 迷惑行為の情勢の分析と課題

奈良市安全安心まちづくり条例において、「市民は、安全・安心で快適なまちづくりを 推進するため、他人に迷惑をかけることのないよう、社会の規範及び社会の一員としての マナーを遵守するものとする。」とされています。

迷惑行為に関しては、市民アンケート調査から迷惑行為に対する市民の意識を分析します。

市民が迷惑と感じる行為(図13)について市民アンケート調査した結果、「歩きスマホ等の携帯電話の不適切な使用」34.1%、「空き缶やタバコ等のポイ捨て」30.9%、「ペットの不適切な飼育(鳴き声、ふんの放置など)」22.1%となっています。第3期計画改定時の調査結果と比較して、「歩きスマホ等の携帯電話の不適切な使用」が3.5ポイント、「ペットの不適切な飼育(鳴き声、ふんの放置など)」は8.4ポイント増加し、「迷惑駐車(駐輪)や放置自動車(自転車)」は6ポイント減少しています。

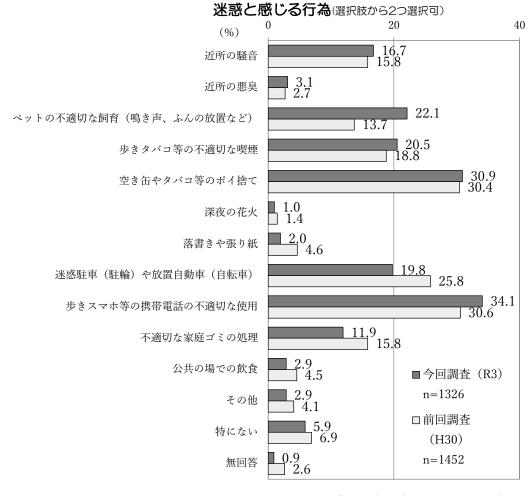


図13 令和3年 市民アンケート調査

迷惑行為を防止するために市民が必要であると考えている取組は、「個々の市民がマナーの向上に努める」が最も多く76.8%となっており、次いで、「マナー・モラル向上のための啓発を行う」が35.0%、「条例等で禁止する」が45.5%となっています(図14)。

### 迷惑行為防止のために必要なこと (選択肢から複数選択可)

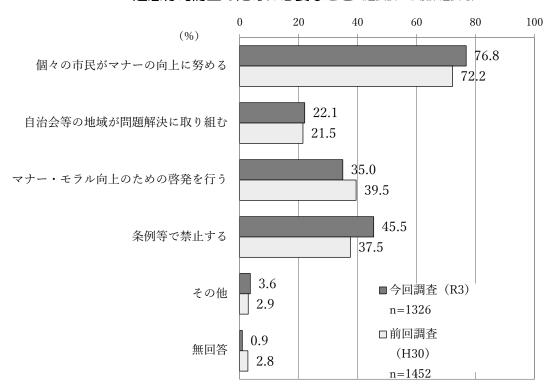
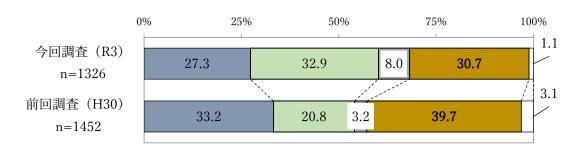


図14 令和3年 市民アンケート調査

### 迷惑行為に対する意識 (選択肢から一つ選択)



■以前より多くなった □変わらない ■以前より少なくなった ■わからない □無回答

図15 令和3年 市民アンケート調査

以上のことから、迷惑行為が「以前より多くなった」と回答した人の割合が、第3期計 画改定時の調査結果より減少し、「変わらない」と回答した人が最も多い結果となりまし た(図 15)。迷惑と感じる行為については、歩きスマホ等の携帯電話の不適切な使用や、空き缶やタバコ等のポイ捨て、ペットの不適切な飼育(鳴き声、ふんの放置など)が上位を占めていました。また、迷惑行為を防止するための取組については、第3期計画改定時の調査結果と同様「個々の市民がマナーの向上に努める」と回答した人の割合が最も多い結果となりました(図 14)。

奈良市安全安心まちづくり条例第25条第2項において迷惑行為として列挙している行為については、限定的なものにすぎず、今後は「歩きスマホ等の携帯電話の不適切な使用」と同様、社会情勢の変化とともに新たに迷惑行為と認識される行為が発生する可能性もあります。迷惑行為は思わぬ近所トラブルに発展する恐れもあるため、市民は、他人に迷惑をかけることのないよう、社会の規範及び社会の一員としてのマナーを遵守するものとします。

また、行政は他人に迷惑になることをしない・させない意識づくり(マナー遵守意識の 高揚)、市民と協働して、迷惑行為を発生させない環境づくりを進めていく必要がありま す。

## 第3章 基本方針と基本目標

### 1. 基本方針

本市、市民、自治会等、事業者などが一体となり、地域の防犯力を高め、交通事故を未然に防ぎ、社会規範や社会の一員としてのルールを遵守し、「すべての市民が安全で安心して快適に生活することができる奈良市を実現し、かつそれを将来にわたって引き継いでいくこと」を目指し、安全・安心で快適なまちづくりを推進します。

安全で安心して快適に暮らせるまちづくりを推進するにあたっては、市民一人ひとりが 自らの安全は自分で守り、地域の安全は地域で守るという自主防犯意識の高揚と、社会の 規範及び社会の一員としてのマナーを遵守する意識の醸成によって作られる、市民が互い に思いやり、支えあう地域社会の形成が不可欠であるという認識の下に行わなければなり ません。この計画におけるすべての各種施策を推進していくために、本市、市民、自治会 等、事業者などが下記に示すそれぞれの役割を果たし、一体となって、連携・協働して取 組を進めていきます。

### 2. 基本目標

第2章で整理した安全安心を取り巻く社会情勢等の認識と課題と、上記の基本方針を もとに、本計画では下記の4項目を基本目標として定め、この計画における全ての各種 施策を推進していくこととします。

### 基本目標

- I. 防犯力の高いまちづくり
- Ⅱ. 子どもたちが安心できるまちづくり
- Ⅲ. 交通事故のないまちづくり
- Ⅳ. 公共の場等におけるマナーを大切にするまちづくり

### 3. 市の責務及び市民、自治会、事業者の役割

奈良市安全安心まちづくり条例では、市、市民、自治会等、事業者などが連携・協働して安全・安心で快適なまちづくりを推進していくために、それぞれの役割を示しています。

### 【市の責務】

- (1) 奈良市安全安心まちづくり条例に定める基本理念により、市民等と協働して、安全・安心で快適なまちづくりに関する施策を総合的に推進します。
- (2) 安全・安心で快適なまちづくりの施策の実施にあたっては、県及び警察との連絡調整を緊密に行います。
- (3) 市民等の安全安心のまちづくりに対する関心・理解を高めるため、広報活動や啓発活動を行い、情報提供を行います。

(4) 安全の確保上、特に配慮が必要な人(児童等、高齢者、障がい者)が犯罪、交通事故に遭うことのないよう配慮した安全・安心で快適なまちづくりを推進します。

#### 【市民の役割】

市民は、安全・安心で快適なまちづくりを推進するための活動を自主的に行い、地域社会の一員として、人々が互いに助け合い、支え合う良好な地域社会の形成に努めるものとします。

市民は、本市が実施する安全・安心で快適なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとします。

#### 【自治会等の役割】

自治会等は、奈良市安全安心まちづくり条例に定める基本理念にのっとり、地域防犯力を高めるための核となるべき存在であることを認識し、本市、市民及び事業者と連携して、安全・安心で快適なまちづくりに関する自主的な活動を推進するよう努めるものとします。

自治会等は、本市が実施する安全・安心で快適なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとします。

#### 【事業者の役割】

事業者は、奈良市安全安心まちづくり条例に定める基本理念にのっとり、地域社会の一員として、地域活動に参加するよう努めるとともに、本市、市民及び自治会等と連携し、安全・安心で快適なまちづくりを推進するよう努めるものとします。

事業者は、自らが所有し、又は管理する施設を適正に管理するとともに、その事業活動を行うに当たっては、安全・安心で快適なまちづくりのため、自主的に必要な措置を講じるよう努めるものとします。

事業者は、本市が実施する安全・安心で快適なまちづくりに関する施策に協力するよう 努めるものとします。 【基本理念】市民が安全で安心して、快適に暮らせる奈良市の実現を目指し、また、それを将来に引き継いでいくこと

### <基本目標 | >防犯力の高いまちづくり

●重点取組施策:防犯カメラの設置	置拡大による地域防犯力の強化
特殊詐欺等被害防	5止の取組
施策の方向性	市の主な取組
市民一人ひとりの防犯意識の高揚	・市民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪被害に遭わないよう、防犯に関する情報をしみんだより、
	市ホームページ等を通じて発信します。
	・自主防犯意識を高めるため、市の行事等で防犯啓発物品を配布します。
	・特殊詐欺等被害防止等のため、防犯教室や消費者啓発事業を実施し、自主防犯意識を高めます。【重点】
地域防犯力の向上	・市民の防犯意識の高揚と全市域に自主的な防犯体制の充実を図るため、自主防犯組織に対して交付金
	を交付し、活動を支援します。
	・各地区の自主防犯組織の活性化を図るため、自主防犯団体に対する相談体制を整備するとともに助言等
	を行い活動の支援をします。
犯罪の起きにくい環境づくり	・犯罪や事故を未然に防止するため、通学路を中心に青色防犯パトロールを実施し、また、機材の整備、
	実施者証の取得・更新を行います。
	・特殊詐欺被害やネット犯罪に対する市民からの相談を受け付け、処理する消費生活相談事業を実施
	するとともに必要に応じて関係機関の紹介・通報を実施します。
	・配偶者からの暴力の被害者の相談に応じ、関係機関への紹介、被害者の自立支援を行います。
	・犯罪抑止のため、防犯カメラの設置・運用を行い、犯罪発生時には関係機関と協力し、迅速な対応
	を行います。【重点】
	・地域の防犯意識の向上及び防犯活動の活性化のため、防犯カメラを設置する自治会等の団体に対して
	経費の一部を助成します。【重点】
	・特殊詐欺等防止対策機器の普及を図り、深刻化する高齢者の特殊詐欺被害を未然に防止するため、
	特殊詐欺等被害防止対策機器購入費の一部を補助します【重点】
	・あき地の所有者に対し、放置された雑草等の除去を指導します。

### <基本目標 || >子どもたちが安心できるまちづくり

### ●重点取組施策:ICTを活用した子どもの安全確保の仕組みづくり

施策の方向性	市の主な取組
子どもたち一人ひとりの防犯意識	・こども園等で不審者侵入時の避難訓練や防犯講演会を実施します。
・交通安全意識の高揚	・子どもの安全確保のために、子どもの危険予測、危険回避能力を高める研修会を実施します。
	・奈良市立小学校の新入生に防犯ブザーを配付します。
	・小・中学校の児童生徒、保護者を対象にデジタルシチズンシップ(デジタル社会における情報端末の日常
	末の日常的な活用の在り方)に基づいた取組を行います。
地域における更なる安全確保の	・不審者情報等「子どもの安全確保」に関しての情報を配信します。【重点】
推進	・地域の家庭や店舗等と協力し、危険が迫った際に子どもが駆け込める「子ども安全の家」を設け、
	入口等に標旗を掲げます。
子どもたちの安全を守るための	・通信機器を活用した「登下校見守りシステム」を運用し、ICタグを持った児童の登下校時の様子を校門に
環境整備	設置したセンサーと防犯カメラによって記録します。【重点】
	・子どもたちの登下校時等の安全を守るため、通学路の交通・防犯上の危険箇所や街頭・交通犯罪多発箇所
	への防犯カメラの設置をさらに進めます。【重点】
	・通学路交通安全プログラムに基づき、道路管理者や警察等と合同で各小学校区の通学路危険箇所の点検を
	実施し、現場で対策案の検討を行います。その後、奈良市通学路安全推進協議会にて対策の決定を行いま
	す。

#### 【基本理念】市民が安全で安心して、快適に暮らせる奈良市の実現を目指し、また、それを将来に引き継いでいくこと <基本目標Ⅲ>交通事故のないまちづくり ●重点取組施策:交通安全教育の強化 施策の方向性 市の主な取組 市民一人ひとりの交通安全意識 ・春・秋の交通安全運動を通じて啓発活動を行うとともに通学路にて交通指導を行い、市民一人ひとりの の高揚 交通安全意識の高揚を図ります。 ・交通事故防止と交通安全思想の普及を図るため、警察官、交通指導員による基本的な交通ルールやマナー 教育を交通安全教室において実施します。【重点】 ・交通事故の防止、交通安全思想の啓発のため、交通安全計画に基づき、違法駐車の防止活動等を実施す 地域と連携した交通安全活動の る奈良市交通安全指導員会の活動の活性化を図ります。 交通安全に配慮した環境整備 ・歩行者等の安全確保のために、自転車等放置禁止区域内に放置された自転車等を保管施設へ移動・保管 を行います。 ・市民が安全安心に道路を利用できるよう、道路施設のバリアフリー化、長寿命化及び耐震化を推進しま す。 ・交通安全施設等の整備事業を推進します。 <基本目標IV>公共の場等におけるマナーを大切にするまちづくり 施策の方向性 市の主な取組 市民一人ひとりの公共の場におけ ・アイドリング・ストップ促進重点区域において車両のアイドリング防止の巡回啓発を行います。 ・ペットの飼い主に対し、適正飼養に努めるよう指導・啓発を行います。 るマナー遵守意識の高揚 ・路上喫煙禁止地域において路上喫煙防止の巡回啓発を行います。 ・美化促進重点地域において空き缶等のポイ捨て防止のため、啓発活動を実施するとともに、清掃及び ゴミや空き缶などの収集業務を行います。 ・市民、事業者への啓発活動を充実し、違法な野外焼却や不法投棄等の防止を図ります。 地域における自主的な活動の推進 ・本市が実施する公園や道路等の環境美化政策の参加団体への支援を図ります。 ・路上等に提出された違法広告物の除却を行うボランティア活動を推進します。 迷惑行為をさせない環境整備 ・道路や公園等を不法に占用する物件については所有者に対して撤去するように指導します。 ・不法投棄の重点監視地域を設定し、パトロールや監視センサー、対策カメラの設置等を行います。 ・市道上に放置された自動車等の所有者に対して撤去を求め、必要に応じて撤去し、処分します。 ・町の美観維持のために、自転車等放置禁止区域内に放置された自転車等を保管施設へ移動、保管、

所有者への返還を行います。

## 第4章 防犯力の高いまちづくり

### 1. 現状と課題

刑法犯認知件数は県、市ともに減少傾向にありますが、複雑・巧妙化する犯罪から市民を守るために、市民の防犯意識の強化が必要です。

特に、高齢者を狙った特殊詐欺の手口は年々複雑、巧妙化しており、特殊詐欺防止の取組を今後も続けていくことが重要と考えます。また、刑法犯認知件数罪種別の割合を見ると、窃盗犯の割合がもっとも多く、特に空き巣等の侵入窃盗を抑止する必要があります。

また、市民一人ひとりの防犯意識の高揚に加え、地域の防犯力を高めることも重要です。少子高齢化が進行していく中で、今後防犯活動に従事する地域の担い手の不足が懸念されますが、安全安心まちづくり条例で定めるとおり、市民、自治会及び事業者は地域の安全を守るため、協働して自主防犯活動に取り組むように努め、本市は地域安全に関する情報の提供、自主防犯活動に関する助言その他必要な支援を行います。市民・地域・行政が一体となり連携を強め、地域の自主的な防犯活動を推進して、地域の防犯力を高める必要があります。

また、街頭で多発する犯罪の抑止のため、警察力を補う防犯カメラの更なる設置など、 犯罪の起きにくい環境づくりが必要です。

### 2. 施策の方向性・重点取組施策・市の主な取組

「防犯力の高いまちづくり」を基本目標 I として、現状と課題を踏まえた上で、次の施策の方向性及び重点取組施策を定め、市の主な取組を進めます。

#### 施策の方向性

啓発活動等を通じて、市民は自らの安全は自分で守り、地域の安全は地域で守るという 自主防犯意識を喚起し、本市、市民、自治会等、事業者等が一体となり、連携を強め、協 働して地域の防犯力を高めていくとともに、高齢者を狙った特殊詐欺の防止など、社会的 弱者を巧妙化・複雑化する犯罪から守るための取組、また、消費者トラブルや犯罪を未然 に防ぐための環境整備を進めていきます。

#### 重点取組施策

#### ① 防犯カメラの設置拡大による地域防犯力の強化

市では平成29年度より街頭防犯カメラの設置及び自治会等への防犯カメラの設置補助金の交付事業を行っています。市民アンケートでは、奈良市が設置する街頭防犯カメラについて知っていると回答したのは41.0%で、第3期計画改定時の調査より9.8ポイント増加していました。

今後さらに防犯カメラを増やしていくべきだと思うかについては、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせると90.9%であり、多くの市民が防犯カメラの増設設置を望んでいることがわかりました。防犯カメラの設置が必要だと思う場所については、「人通り

が少ない夜暗い道」が76.6%で最も多く、次いで「通学路」62.4%、「公園や広場」59.0%と続きました。

また、防犯カメラが犯罪の抑止効果や事件の早期解決に役立つと思うかについては、「役立つ」と「どちらかというと役立つ」を合わせると95.5%となりました。

市民アンケート調査から、防犯カメラの更なる設置については、市民からの需要が高く、また今後の犯罪抑止効果や事件の早期解決へ役立つと考えられていることがわかりました。

そこで、本市が設置する街頭防犯カメラについては、今後はさらに通学路等に増設設置 し、また自治会等への防犯カメラの設置の補助金の交付についても引き続き行います。

設置されていなかった場所に設置を拡大することは、地域の目を増やすことになり、更なる犯罪抑止効果に寄与し、地域防犯力の強化につながると考えられるため、重点取組施策として推進していきます。

なお、防犯カメラの設置及び運用にあたっては、個人情報を適正に取り扱い、プライバシー保護に関し、適切な措置を講じます。

### ②特殊詐欺等被害防止の取組

令和元年6月25日に犯罪対策閣僚会議が策定した「オレオレ詐欺対策プラン」に基づき、特殊詐欺等被害防止対策は国を挙げて取組を進めています。市の特殊詐欺の認知件数及び被害金額は平成30年をピークに減少していますが、特殊詐欺については年々手口が複雑巧妙化しており、特殊詐欺の予兆電話が後を絶ちません。そこで、特殊詐欺等被害防止の取組を重点取組施策とし、しみんだより、市ホームページ等を通じて特殊詐欺に関する情報を発信、特殊詐欺被害防止シートを各地域に配布を行うなどの啓発活動を引き続き行い、また、高齢者を対象にした防犯教室等を開催し、自主防犯意識の高揚を図ります。

また、平成30年度から特殊詐欺防止機器等購入費の一部を補助する制度を実施しており、被害拡大防止に向けた取組の一つとして今後も取組を進めていきます。

### 主な市の取組

### <市民一人ひとりの防犯意識の高揚>

- ・市民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪被害に遭わないよう、防犯に関する情報をしみ んだより、市ホームページ等を通じて発信します。
- ・自主防犯意識を高めるため、市の行事等で防犯啓発物品を配布します。
- ・特殊詐欺等被害防止等のため、防犯教室や消費者啓発事業を実施し、自主防犯意識を高めます。【重点】

#### <地域防犯力の向上>

- 市民の防犯意識の高揚と全市域に自主的な防犯体制の充実を図るため、自主防犯組織に対して交付金を交付し、活動を支援します。
- 各地区の自主防犯組織の活性化を図るため、自主防犯団体に対する相談体制を整備する とともに、助言等を行い活動の支援をします。

#### <犯罪の起きにくい環境づくり>

- ・犯罪や事故を未然に防止するため、通学路を中心に青色防犯パトロールを実施し、また、機材の整備、実施者証の取得・更新を行います。
- ・特殊詐欺被害やネット犯罪に対する市民からの相談を受け付け、処理する消費生活相談 事業を実施するとともに必要に応じて関係機関の紹介・通報を実施します。
- 配偶者からの暴力の被害者の相談に応じ、関係機関への紹介、被害者の自立支援を行います。
- ・犯罪抑止のため、防犯カメラの設置・運用を行い、犯罪発生時には関係機関と協力し、 迅速な対応を行います。【重点】
- ・地域の防犯意識の向上及び防犯活動の活性化のため、防犯カメラを設置する自治会等の 団体に対して経費の一部を助成します。【重点】
- ・特殊詐欺等防止対策機器の普及を図り、深刻化する高齢者の特殊詐欺被害を未然に防止するため、特殊詐欺等被害防止対策機器購入費の一部を補助します。【重点】
- あき地の所有者に対し、放置された雑草等の除去を指導します。

### 3. 重点取組施策の指標と実施計画

重点取組施策の推進状況を表すため、実施計画を作成します。重点取組施策に関連する 【市の主な取組】に対応する指標を定め、年度ごとの取組内容を記載し、令和8年度の目標値を定めます。

### 重点取組施策①防犯カメラの設置拡大による地域防犯力の強化

指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
市が設置する街頭防犯カメラ設置台数	300台	500台

### 実施計画

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	新	規設置 200 台		
		既存設置分のみ	れ替え作業	

### 重点取組施策②特殊詐欺等被害防止の取組

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和8年度)
特殊詐欺防止機器等購入費の設置補助	211台	711台
台数		

### 実施計画

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度					
100台	100台	100台	100台	100台					
継続的な補助の実施									

## 第5章 子どもたちが安心できるまちづくり

### 1. 現状と課題

奈良市では、平成 16 年 11 月に起こった小学生女児誘拐殺害事件を受け、平成 17 年 1 月より毎月 17 日を「子ども安全の日」と定め、子どもたちの安全について、学校・家庭・地域・行政が一体となり取組を進めてきました。

しかし、その後も全国では子どもが犠牲になる事故や事件が発生しているのが現状です。国の「登下校防犯プラン」や、本市が策定した通学路交通安全プログラム等を踏まえて、今後もより一層の子どもの防犯対策と交通安全対策を進めていくことが求められています。

防犯・交通安全対策のいずれにおいても、まず子どもたちが「自分の命は自分で守る」能力を身につける指導を進めていく必要があります。また、少子高齢化、地域のつながりの希薄化が進む中で、地域の防犯・交通安全活動に従事する担い手の高齢化や担い手不足が課題となっている現状において、安全・安心な環境づくりのためには、各小学校区の見守り隊や地域教育協議会等、地域で組織された各種団体との連携や調整が不可欠であると考えます。

また、一方で、子どもの安全を守るためには、ハード面で環境整備を整えることも重要です。通学路に防犯カメラをさらに設置し、犯罪抑止など警察力を補う環境づくりや、ICTを活用して不審者情報などの子どもの安全に関する情報を保護者等に、より迅速で的確に伝達するための仕組みづくりが課題です。また、通学路の危険箇所に対して関係機関と連携し、安全対策を図る必要があります。

### 2. 施策の方向性・重点取組施策・市の主な取組

「子どもたちが安心できるまちづくり」を基本目標 II として、現状と課題を踏まえた上で、防犯と交通安全の両方の側面から次の施策の方向性及び重点取組施策を定め、市の取組を進めます。

### 施策の方向性

- 子どもたち一人ひとりの防犯意識及び交通安全意識の高揚を図るための取組を推進します。
- 子どもの安全を確保するため、学校と地域等が連携し、巡回などの防犯の取組に加え、 ICTを活用した防犯の仕組みをつくるなど、地域における更なる安全の確保に向けた 取組を推進します。
- 子どもたちの登下校時等の安全を確保するため、通学路における危険箇所の環境整備や 安全確保に向けた取組を進めます。

### 重点取組施策

従来、子どもの安全を確保するための対策は、地域の子どもは地域で守るという観点から、地域のボランティア等の努力により支えられてきましたが、前述のとおり地域の防犯・交通安全活動に従事する担い手の高齢化や担い手不足が課題となっており、今後は新しい子どもの安全確保の仕組みを構築していく必要があります。

地域の目が行き届かない場所については、今後はICTを活用した防犯・交通安全の仕組みづくりによって補うことも一つの方策と考えます。そこで、本計画における「子どもたちが安心できるまちづくり」を目標に施策を進めるうえで、「ICTを活用した子どもの安全確保の仕組みづくり」を重点施策とします。

### 主な市の取組

#### <子どもたち一人ひとりの防犯意識・安全意識の高揚>

- こども園等で不審者侵入時の避難訓練や防犯講演会を実施します。
- 子どもの安全確保のために、子どもの危険予測、危険回避能力を高める研修会を実施します。
- ・奈良市立小学校の新入生に防犯ブザーを配付します。
- ・小・中学校の児童生徒、保護者を対象にデジタルシチズンシップ(デジタル社会における情報端末の日常的な活用の在り方)に基づいた取組を行います。

#### <地域における更なる安全確保の推進>

- 不審者情報等「子どもの安全確保」に関しての情報を配信します。【重点】
- ・地域の家庭や店舗等と協力し、危険が迫った際に子どもが駆け込める「子ども安全の 家」を設け、入口等に標旗を掲げます。

#### <子どもの安全を守るための環境整備>

- 通信機器を活用した「登下校見守りシステム」を運用し、IC タグを持った児童の登下校 時の様子を校門に設置したセンサーと防犯カメラによって記録します。【重点】
- ・子どもの登下校時等の安全を守るため、通学路の交通・防犯上の危険箇所や街頭・交通 犯罪多発箇所への防犯カメラの設置をさらに進めます。【重点】
- 通学路交通安全プログラムに基づき、道路管理者や警察等と合同で各小学校区の通学路 危険箇所の点検を実施し、現場で対策案の検討を行います。その後、奈良市通学路安全 推進協議会にて対策の決定を行います。

### 3. 重点取組施策の指標と実施計画

### 重点取組施策③:ICT を活用した子どもの安全確保の仕組みづくり

指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)	
市立小中学校に通わせている全世帯に			
おける、なら子どもサポートネットの	93%	100%	
登録世帯数の割合			

### 実施計画

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
各家庭への周知					

## 第6章 交通事故のないまちづくり

### 1. 現状と課題

県・市の交通事故死者数については、年々減少していますが、県・市の交通事故死者数に占める高齢者の割合は比較的高い状況が続いており、令和2年は県・市のいずれも7割を超えていました。近年発生している高齢者による自動車事故防止の取組など、子どもや高齢者等の交通弱者を交通事故から守るため、警察、交通対策協議会、交通安全指導員等と協働、連携し、交通安全教室や交通安全啓発活動の充実、積極的な情報発信など、交通安全意識の啓発を強化する取組が必要です。

安全で安心な交通社会の実現を図るためには、自動車に比べて弱い立場にある歩行者の 安全確保が必要不可欠であり、生活道路、市街地の幹線道路等における、歩行者の安全確 保が課題となっています。

また、交通事故を防止するためには、道路設置、管理者等は、道路環境の整備に努める必要があります。

### 2. 施策の方向性・重点取組施策・市の主な取組

「交通事故のないまちづくり」を基本目標Ⅲとして、現状と課題を踏まえた上で、次の施 策の方向性及び重点取組施策を定め、市の取組を進めます。

### 施策の方向性

- ・交通安全教育や交通安全運動を推進し、市民の交通安全意識の向上を図るとともに、警察や各種交通安全団体と連携して交通安全対策の充実を図り、交通事故のない安全・安心で快適に生活できるまちづくりを目指します。
- ・交通安全標識や路面標示など交通安全施設の充実や歩道の設置、通学路の安全対策を進めることで安全で安心して通行できる環境の整備を図っていきます。
- ・第11次奈良市交通計画に基づき施策を推進し、交通事故死者数を限りなくゼロに近づけます。

#### 重点取組施策

市民アンケート調査において、交通事故を減らすためには何をすべきかの問いに対し、「ドライバーが交通法規を遵守する」と回答した人が最も多く、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、一人ひとりの交通安全意識の向上を図ることが交通事故のないまちづくりを進めていくためには重要なことと考えられます。そのためには、幼児から高齢者にいたるまで交通ルールや正しい交通マナーについて学ぶ機会を確保する必要があります。市の交通安全計画に基づき、交通安全教育は幼児から高齢者にいたるまでの教育の一貫性を確保し、家庭、学校、幼稚園、保育所(園)及び認定こども園、職場、地

域等が相互に連携、協力した体系的な交通安全教育の推進を図ります。このため、一人ひ とりの交通安全意識を高めるため、交通安全教育の強化を重点施策とします。

### 主な市の取組

### <市民一人ひとりの交通安全意識の高揚>

- ・春・秋の交通安全運動を通じて啓発活動を行うとともに通学路にて交通指導を行い、市 民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。
- 交通事故防止と交通安全思想の普及を図るため、警察官、交通指導員による基本的な交通ルールやマナー教育を交通安全教室において実施します。

#### <地域と連携した交通安全活動の推進>

• 交通事故の防止、交通安全思想の啓発のため、交通安全計画に基づき、違法駐車の防止 活動等を実施する奈良市交通安全指導員会の活動の活性化を図ります。

### <交通安全に配慮した環境整備>

- ・歩行者等の安全確保のために、自転車等放置禁止区域内に放置された自転車等を保管施設へ移動・保管を行います。
- 市民が安全安心に道路を利用できるよう、道路施設のバリアフリー化、長寿命化及び耐震化を推進します。
- ・交通安全施設等の整備事業を推進します。

### 3. 重点取組施策の指標と実施計画

### 重点取組施策④:交通安全教育の強化

指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
交通安全教室開催率	55.7%	100%

#### 実施計画

令和 4 年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
各年度の実施率前年度から約10%増を目標とする					

## 第7章 公共の場等におけるマナーを大切にするまちづくり

### 1. 現状と課題

市民アンケート調査においては、第3期計画策定時の調査では迷惑行為の発生件数が「以前より多くなった」と感じている者が最も多かったのに対し、今回の調査では「変わらない」と回答した者が最も多くなりました。今後は迷惑行為が以前より減ったと感じる者が増加するよう対策を講じていく必要があります。また、迷惑と感じる行為については、ペットの不適切な飼育(鳴き声、ふんの放置など)が第3期計画策定時の調査と比較して、増加傾向にありました。

ペット問題については、動物の飼い主には終生飼養の責任がありますが、不適切な管理 や飼育放棄等が問題となっています。また、飼い主のいない猫への無責任な餌やりによって、糞尿による近隣の生活環境の悪化や子猫の繁殖等の問題が起きています。

その他は、歩きスマホ等の携帯電話の不適切な使用、空き缶やタバコ等のポイ捨て、迷惑駐車(駐輪)や放置自動車(自転車)が迷惑と感じる行為として上位にありました。

このような迷惑行為対策については、啓発活動を通じて市民一人ひとりの公共の場におけるマナー遵守意識の高揚を図ることに加え、迷惑行為をさらに誘発しないよう、本市は国際文化観光都市にふさわしいまちの美観の維持増進に努める必要があります。

地域のボランティアによる美化活動は、自分たちのまちは自分たちできれいにしようという意識が芽生え、地域コミュニティの再生につながっています。今後は、新たな担い手の確保が必要です。

迷惑行為を放置することは、近所のトラブルや軽微な犯罪、思わぬ交通事故を誘発する 危険性もはらんでいるため、市は今後も市民等と協働して、公共の場等におけるマナーを 大切にするまちづくりを進めていく必要があります。

### 2. 施策の方向性・市の主な取組

「公共の場等におけるマナーを大切にするまちづくり」を基本目標IVとして、現状と課題を踏まえた上で、次の施策の方向性を定め、市の取組を進めます。

#### 施策の方向性

- 動物の適正な飼養など、市民一人ひとりのマナー遵守意識の高揚を図るために、啓発活動や指導を行います。
- ・地域のボランティアによる道路、河川等の美化活動を支援することで、まちの美観の維持向上と市民の美化意識の向上を図ります。また、多様な媒体を用いた広報などにより、美化活動や支援制度について周知し、新たな担い手の確保を目指します。
- ・町の美観維持や、迷惑行為をさせない環境づくりのための監視の仕組みを整備、また、 道路上等にある不法占用物や不法投棄の撤去指導、又は撤去、処分を行います。

### 主な市の取組

### <市民一人ひとりの公共の場におけるマナー遵守意識の高揚>

- ・アイドリング・ストップ促進重点区域において車両のアイドリング防止の巡回啓発を行います。
- ペットの飼い主に対し、適正飼養に努めるよう指導・啓発を行います。
- 路上喫煙禁止地域において路上喫煙防止の巡回啓発を行います。
- ・美化促進重点地域において空き缶等のポイ捨て防止のため、啓発活動を実施するととも に、清掃及びゴミや空き缶などの収集業務を行います。
- 市民、事業者への啓発活動を充実し、違法な野外焼却や不法投棄等の防止を図ります。

#### <地域における自主的な活動の推進>

- ・本市が実施する公園や道路等の環境美化政策の参加団体への支援を図ります。
- 路上等に提出された違法広告物の除却を行うボランティア活動を推進します。

### <迷惑行為をさせない環境整備>

- 道路や公園等を不法に占用する物件については所有者に対して撤去するように指導します。
- ・不法投棄の重点監視地域を設定し、パトロールや監視センサー、対策カメラの設置等を 行います。
- 市道上に放置された自動車等の所有者に対して撤去を求め、必要に応じて撤去し、処分します。
- 町の美観維持のために、自転車等放置禁止区域内に放置された自転車等を保管施設へ移動、保管、所有者への返還を行います。

## 第8章 推進体制

今後の安全安心まちづくりを推進体制として、次のとおり構築し、推進するものとします。

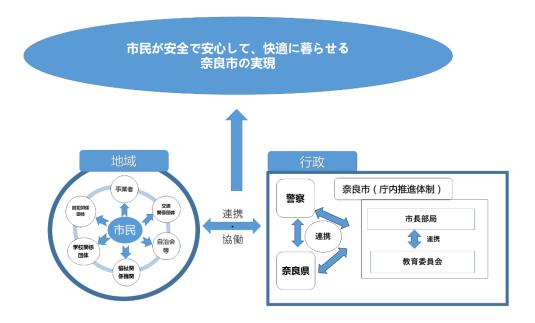
### 1. 庁内推進体制

本計画に関わる本市の関係各課と計画策定及び計画策定以降も連携し、取組状況の把握とともに、改善を行いながら、計画の実行的な推進を図ります。

### 2. 関係団体との協働

奈良市安全安心まちづくり条例に基づく活動に関係する諸団体(機関)と、協働による 計画の実効的な推進に努めるものとします。

特に、同条例にも定めるとおり、本市は、自主防犯団体の活動が継続的かつ効果的に行われるよう、当該団体に対し、地域安全に関する情報の提供、自主防犯活動に関する助言その他必要な支援を行い、市民、自治会等及び事業者は、地域の安全を守るため、協働して自主防犯活動に取り組むよう努めるものとします。



【奈良市安全安心まちづくり条例に基づく活動に関係する諸団体】

行政機関

奈良県、警察

防犯•交通関係団体

防犯協議会、自主防犯団体、交通対策協議会、交通安全指導員会など

自治会等

自治連合会、自治会、PTA、地域のボランティア団体など

その他福祉関係機関・団体

民生委員、児童委員、社会福祉協議会など

事業者

福祉サービス事業者、企業、商店街など

### 3. 計画の見直し

本計画の見直し及び協働に向けた調整を行うため、「奈良市安全安心まちづくり推進懇話会」における意見を参考にしながら、引き続き必要な検討を行っていくものとします。

#### 資料編1

#### 奈良市安全安心まちづくり条例

奈良市安全安心まちづくり条例

#### 目次

#### 前文

- 第1章 総則(第1条-第9条)
- 第2章 自主防犯活動の促進(第10条-第12条)
- 第3章 防犯力の高いまちづくり (第13条-第17条)
- 第4章 児童等の安全の確保(第18条一第21条)
- 第5章 交通事故の防止 (第22条-第24条)
- 第6章 公共の場所等におけるマナー等の遵守(第25条)

#### 附則

奈良市は、1300年の歴史と多数の歴史的文化遺産とを有し、多くの観光客が訪れる国際文化観光都市である。この世界に誇る歴史的文化遺産は、先人によって築き守られてきた環境の下、その歴史を刻んできたものであり、私たち奈良市民は、先人から受け継いだ良好な環境を守り、次の世代に引き継いでいく責務を有している。

この良好な環境は、人々が互いに思いやり、支え合い、助け合う地域社会の存在そのものが基盤となり形成されてきたものである。しかしながら、近年、少子・高齢化、核家族化といった生活様式の変化や価値観の多様化に伴い、地域社会における人と人、人と地域とのつながりが希薄になり、その結果、犯罪や交通事故、さらには迷惑行為による住民間のトラブルなどによって、この良好で快適な社会環境を持続することの困難さが懸念されるところである。

この傾向に対処するため、市、関係機関・団体などが、それぞれの立場で安全・安心で 快適なまちづくりを図っているところであるが、これらの活動をより効果的なものとする ためには、すべての市民が自主防犯意識を高め、社会規範や社会の一員としてのルールを 遵守し、人と人、人と地域とのつながりを強めるとともに、市、市民、自治会、事業者な どが連携・協働して取組を推進することが重要である。

ここに、私たちは、市民にとっても、本市を訪れる人にとっても、安全・安心が実感できる地域社会を実現するとともに、先人によって築き守られてきた良好で快適な環境を将来に引き継ぐことを決意し、この条例を定める。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、安全・安心で快適なまちづくりに関する基本理念を定め、市の責務 並びに市民、自治会等及び事業者の役割を明らかにするとともに、安全・安心で快適な まちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、すべての市民が安全で 安心して快適に生活することができる奈良市を実現することを目的とする。 (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (2) 児童等 幼児、児童及び生徒をいう。
- (3) 自治会等 自治会その他の地域的な活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 関係機関 市の区域を管轄する警察機関及び市内において防犯又は交通安全に関する活動を行う団体をいう。
- (6) 自主防犯活動 市民、自治会等及び事業者が自主的に行う防犯に関する活動をいう。
- (7) 自主防犯団体 自主防犯活動を行うことを目的として結成された団体をいう。 (基本理念)
- 第3条 安全・安心で快適なまちづくりは、市民の自らの安全は自ら守り、地域の安全は地域で守るという自主防犯意識を高めるとともに、社会の規範及び社会の一員としてのマナーを遵守する意識を醸成することにより、市民が互いに思いやり、支え合う良好な地域社会を形成することが不可欠であるとの認識の下に行われなければならない。
- 2 安全・安心で快適なまちづくりは、基本的人権を尊重し、市、市民、自治会等及び事業者が、互いに協働して行われなければならない。

(市の青務)

- 第4条 市は、前条に定める安全・安心で快適なまちづくりに関する基本理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、市民、自治会等及び事業者と協働して、安全・安心で快適なまちづくりに関する施策を総合的に推進しなければならない。
- 2 市は、安全・安心で快適なまちづくりに関する施策を実施するに当たっては、県及び 警察との連絡調整を緊密に行わなければならない。
- 3 市は、安全・安心で快適なまちづくりに関する市民、自治会等及び事業者の関心及び 理解を高めるため、必要な広報活動及び啓発活動を行わなければならない。
- 4 市は、安全の確保上特に配慮を要する児童等、高齢者及び障がい者が犯罪及び交通事故に遭うことのないよう配慮した安全・安心で快適なまちづくりを推進しなければならない。

(市民の役割)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、安全・安心で快適なまちづくりを推進するための 活動を自主的に行い、地域社会の一員として、人々が互いに助け合い、支え合う良好な 地域社会の形成に努めるものとする。
- 2 市民は、市が実施する安全・安心で快適なまちづくりに関する施策に協力するよう努 めるものとする。

(自治会等の役割)

- 第6条 自治会等は、基本理念にのっとり、地域の防犯力を高めるための核となるべき存在であることを認識し、市、市民及び事業者と連携して、安全・安心で快適なまちづくりに関する自主的な活動を推進するよう努めるものとする。
- 2 自治会等は、市が実施する安全・安心で快適なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第7条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、地域活動に参加するよう努めるとともに、市、市民及び自治会等と連携し、安全・安心で快適なまちづくりを 推進するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、自らが所有し、又は管理する施設を適正に管理するとともに、その事業活動を行うに当たっては、安全・安心で快適なまちづくりのため、自主的に必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 事業者は、市が実施する安全・安心で快適なまちづくりに関する施策に協力するよう 努めるものとする。

(基本計画の策定)

- 第8条 市長は、安全・安心で快適なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定するものとし、必要に応じ、適切な見直しを行うものとする。
- 2 市長は、前項の基本計画を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。 (推進体制の整備)
- 第9条 市は、安全・安心で快適なまちづくりを推進するため、市、市民、自治会等及び 事業者が地域安全に関する情報を共有し、協働することができる体制を整備するものと する。

第2章 自主防犯活動の促進

(自主防犯活動の促進)

第 10 条 市民、自治会等及び事業者は、地域の安全を守るため、協働して自主防犯活動に 取り組むよう努めるものとする。

(自主防犯団体に対する支援)

第 11 条 市は、自主防犯団体の活動が継続的かつ効果的に行われるよう、当該団体に対し、地域安全に関する情報の提供、自主防犯活動に関する助言その他必要な支援を行うものとする。

(自主防犯活動の日)

第12条 市は、市民の安全・安心で快適なまちづくりに関する意識の高揚を図り、市民参加による自主防犯活動の取組を推進するため、奈良市自主防犯活動の日を設け、自主防犯活動の推進に関する事業を行うものとする。

第3章 防犯力の高いまちづくり

(防犯意識の高揚)

- 第13条 市民及び事業者は、犯罪の被害に遭わないために、自ら防犯の意識を高めるよう努めるものとする。
- 2 市は、防犯力の高いまちづくりを推進するため、関係機関と連携して情報の提供その 他の必要な措置を講じるものとする。

(公共施設の整備)

第 14 条 市は、道路、公園、自動車駐車場、自転車駐車場等の公共施設の整備及び管理 に当たっては、防犯に配慮した構造及び設備とするよう努めるものとする。

(防犯力の高い住宅の促進)

第15条 市は、住宅を建築する市民及び事業者に対して、防犯に配慮した構造及び設備 に関する情報の提供及び啓発活動を行うものとする。

(商業施設等の整備)

第 16 条 商業施設及び宿泊施設を設置し、所有し、又は管理する者は、防犯に配慮した 構造及び設備とするよう努めるものとする。

(空き地空き家の管理)

第 17 条 現に使用していない土地若しくは建物を所有し、占有し、又は管理する者は、 防犯に配慮した適正な管理を行うよう努めるものとする。

第4章 児童等の安全の確保

(学校等の安全確保)

第 18 条 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。)及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設(以下「学校等」という。)を設置し、又は管理する者は、学校等における児童等の安全を確保するよう努めるものとする。

(通学路等の安全確保)

第19条 児童等が通学、通園又は日常生活において利用する道路、公園等(以下「通学路等」という。)を設置し、又は管理する者は、児童等の安全を確保するため、通学路等の環境の整備に努めるものとする。

(児童等に対する安全教育)

第20条 市は、児童等が犯罪及び交通事故の被害に遭わないよう、児童等が通学又は通園 する学校等の教職員及び児童等に対して、安全に関する教育を実施するものとる。

(児童等の有害環境からの保護)

第21条 市、市民、自治会等及び事業者は、児童等の健全な成長を妨げるおそれのある社会環境から児童等を保護するように努めるものとする。

第5章 交通事故の防止

(交通安全意識の高揚)

- 第22条 市民及び事業者は、自ら交通安全に関する意識を高め、交通事故を防止するよう努めるものとする。
- 2 市は、市民及び事業者の交通安全に関する意識を高めるため、関係機関と連携して情報の提供その他必要な措置を講じるものとする。

(道路環境の整備)

第23条 道路を設置し、又は管理する者は、交通事故を防止するため、道路環境の整備に努めるものとする。

(交通事故の防止)

- 第24条 自動車及び原動機付自転車(以下「自動車等」という。)の運転者は、譲り合い の精神をもって安全運転に努めるものとする。
- 2 自転車の運転者は、自転車が歩行者に危害を及ぼすおそれがあることを認識し、譲り 合いの精神をもって安全運転に努めるものとする。
- 3 歩行者は、道路を通行するに当たっては、交通の危険を生じさせないよう努めるもの とする。

第6章 公共の場所等におけるマナー等の遵守

(マナー等の遵守)

- 第25条 市民は、安全・安心で快適なまちづくりを推進するため、他人に迷惑をかける ことのないよう、社会の規範及び社会の一員としてのマナーを遵守するものとする。
- 2 市民は、他人に迷惑をかけないため、次に掲げる行為をしないようにするものとする。
  - (1) 一般の通行又は市民の日常生活に支障を及ぼすような方法で道路に自動車等を駐車すること。
  - (2)公園、広場、道路、河川その他の公共の場所(以下「公共の場所」という。)及び他人の土地に自動車等又は自転車を放置すること。
  - (3) 許可なく公共の場所に工作物、物件又は施設を設けて占用すること。
  - (4) 空き缶等のごみを公共の場所又は他人の土地に捨てること。
  - (5)他人に危害又は迷惑を及ぼすような方法で愛玩(がん)動物を飼育すること。
  - (6) 公共施設及び他人の建物その他の工作物に落書きをすること。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
  - (奈良市安全で住みよいまちづくりに関する条例の廃止)
- 2 奈良市安全で住みよいまちづくりに関する条例(平成9年奈良市条例第30号)は、 廃止する。

資料編2 奈良県・奈良市における特殊詐欺の被害件数・被害額

年	3	奈良県		奈良市
年	被害件数	被害額(万円)	被害件数	被害額(万円)
H25	78	44960	27	13000
H26	67	47170	16	20740
H27	77	31450	28	11610
H28	157	53990	64	21360
H29	158	37680	59	10120
H30	134	49880	80	27050
R1	175	23840	62	8150
R2	175	31070	55	9810

資料 奈良県警本部の資料を基に本市で作成

資料編3

奈良県・奈良市の交通事故死者数に占める高齢者(65歳以上)の割合

		奈良県			奈良市	
年	死者数	うち高齢者	割合	死者数	うち高齢者	割合
H28	47	22	47%	12	9	50%
H29	40	27	68%	15	10	67%
H30	45	23	51%	14	7	50%
R1	34	22	65%	9	6	67%
R2	25	19	76%	4	3	75%

資料 奈良県警本部の資料を基に本市で作成

#### 資料編4

安全安心に対する市民の意識 (市民アンケート調査(令和3年実施))

#### ●調査の目的

「奈良市安全安心まちづくり基本計画(計画期間:令和4年度~令和8年度)」の策定に向けて、奈良市の安全安心を取り巻く社会情勢の認識を整理し、市民の安全・安心に関する意識調査を行うことにより、その集計・分析結果を快適なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画に反映することを目的として、「奈良市 安全安心に関する市民アンケート調査」を実施した。

### ●調査の概要

(1)調査の対象:市内在住の18歳以上の市民

(2)配布数:3,000票

(3) 抽出方法 : 住民基本台帳による市内に居住する18歳以上の市民(平成1

5年8月1日以前に生まれた方) 男女比率50:50、1世帯

からは複数名抽出しない条件で抽出

(4) 調査方法 : 郵送による配布・回収(回答については web アンケート方式

を併用)

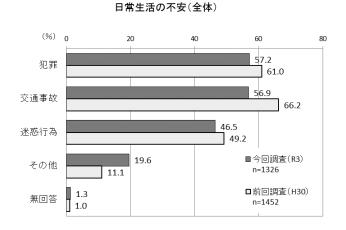
(5) 調査期間 : 令和3年8月20日~9月10日

(6)調査項目

- ①日常生活での不安・体感治安について
- ②犯罪について
- ③地域とのつながりについて
- ④防犯カメラについて
- ⑤交诵安全について
- ⑥迷惑行為について

## 【1】あなたが日常生活で不安を感じる事項は何ですか。(当てはまるものすべて)





## 【2】あなたはここ数年の奈良市内における犯罪の発生件数についてどう思われますか。 (当てはまるもの一つ)

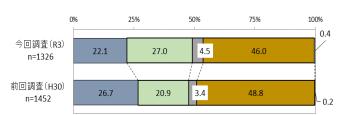
# ・以前より多くなった22.1%

・変わらない 27.0% ・以前より少なくなった 4.5%

わからない 46.0%

・無回答 0.4%

## 奈良市内の犯罪発生件数に対する意識(全体)

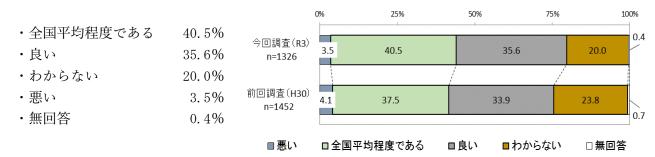


■以前より多くなった □変わらない □以前より少なくなった ■わからない □無回答

## 【3】奈良市の治安は、日本全国と比べてどう思いますか。

(最も当てはまるもの1つまで)

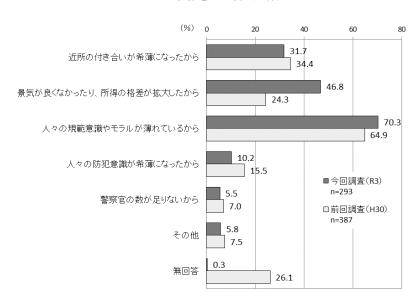
#### 奈良市の治安(全体)



# 【4】【2】で「以前より多くなった」と答えた方にお聞きします。その原因は何と考えますか。(最も当てはまるもの1つまで)

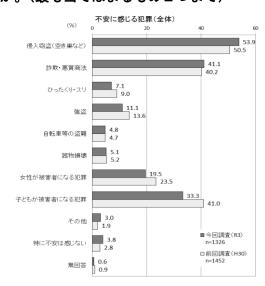
・近所の付き合いが希薄になったから	31.7%
・景気が良くなかったり、所得の格差が拡大したから	46.8%
・人々の規範意識やモラルが薄れているから	70.3%
・人々の防犯意識が希薄になったから	10.2%
・警察官の数が足りないから	5.5%
・その他	5.8%
・無回答	0.3%

#### 犯罪増加の原因(全体)

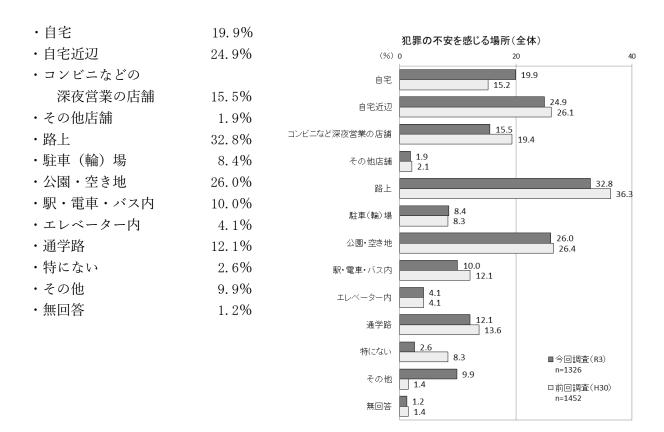


## 【5】あなたが不安を感じる犯罪の種類は何ですか。(最も当てはまるもの2つまで)

・侵入窃盗(空き巣など)	53.9%
・詐欺・悪質商法	41.1%
・ひったくり・スリ	7.1%
<ul><li>強盗</li></ul>	11.1%
・自転車等の盗難	4.8%
・器物損壊	5.1%
・女性が被害者になる犯罪	19.5%
・子どもが被害者になる犯罪	33.3%
・その他	3.0%
・特に不安は感じない	3.8%
・無回答	0.6%



## 【6】あなたの周囲で犯罪発生の不安を感じる場所はどこですか。 (最も当てはまるもの2つまで)



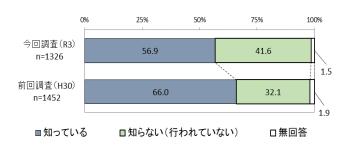
### 【7】あなたは地域で行われている防犯活動についてご存知ですか。

・知っている 56.9%

・知らない(行われていない) 41.6%

・無回答 1.5%

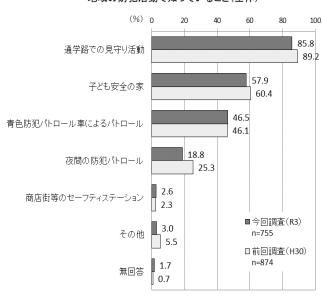
### 地域で行われている防犯活動の認知度(全体)。



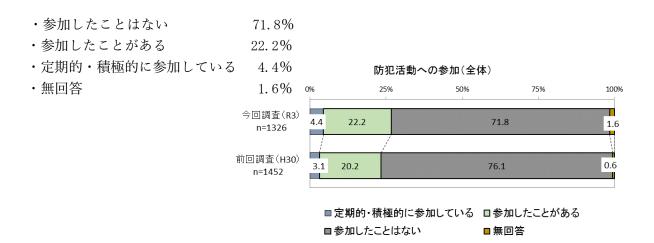
# 【8】【7】で「知っている」と答えた方にお聞きします。それは、どのような活動ですか。(ご存知のものすべて)

・通学路での見守り活動	85.8%
・子ども安全の家	57.9%
・青色防犯パトロール車によるパトロール	46.5%
・夜間の防犯パトロール	18.8%
・商店街等のセーフティステーション	2.6%
・その他	3.0%
・無回答	1.7%

#### 地域の防犯活動で知っていること(全体)



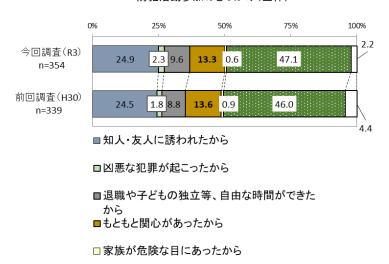
# 【9】あなたは地域で行われている防犯活動に参加されていますか。(当てはまるもの1つ)



## 【10】【9】で「定期的・積極的に参加している」「参加したことがある」と答えた方に あなたが活動に参加したきっかけは何でしたでしょうか(当てはまるもの1つ)

・知人・友人に誘われたから	24.9%
・凶悪な犯罪が起こったから	2.3%
・退職や子どもの独立等、自由な時間ができたから	9.6%
・もともと関心があったから	13.3%
・家族が危険な目にあったから	0.6%
・その他	47.1%
・無回答	2.2%

#### 防犯活動参加のきつかけ(全体)



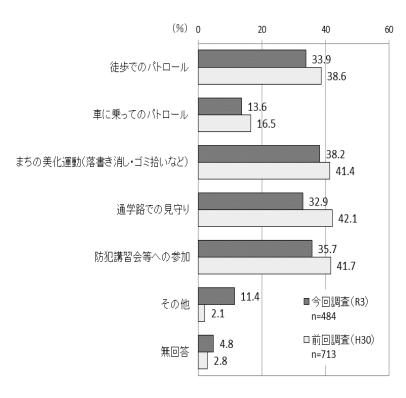
## 【11】【9】で「参加したことはない」と答えた方にお聞きします。 あなたは防犯活動に参加したいと思いますか。(当てはまるもの1つ)

・活動の内容に応じて考えたい 48.2% ・わからない 20.9% ・参加する気はない 23.0% 今後の防犯活動への参加意向(全体) ・参加したい 2.6% 75% 100% ・無回答 5.3% 5.3 今回調査(R3) 48.2 20.9 23.0 2.6 n=952 前回調査(H30) 54.0 3.8 17.6 22.3 n=1105 2.4 ■参加したい □活動の内容に応じて考えたい ■参加する気はない ■わからない

# 【12】【11】で「参加したい」「活動の内容に応じて考えたい」と答えた方にお聞きします。あなたが参加できるのはどのような活動ですか(当てはまるものすべて)

・徒歩でのパトロール	33.9%
・車に乗ってのパトロール	13.6%
・まち美化運動(落書き消し・ゴミ拾いなど)	38.2%
・通学路での見守り	32.9%
・防犯講習会等への参加	35.7%
・その他	11.4%
・無回答	4.8%

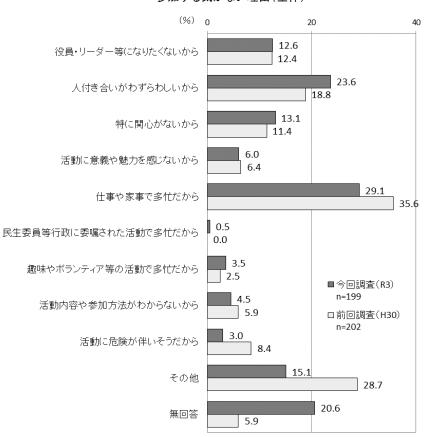
## 参加できる防犯活動(全体)



# 【13】【11】で「参加する気はない」と答えた方にお聞きします。それは、どのような理由ですか。(最も当てはまるもの2つまで)

・役員・リーダー等になりたくないから	12.6%
・人付き合いがわずらわしいから	23.6%
・特に関心がないから	13.1%
・活動に意義や魅力を感じないから	6.0%
・仕事や家事で多忙だから	29.1%
・民生委員等行政に委嘱された活動で多忙だから	0.5%
・趣味やボランティア等の活動などで多忙だから	3.5%
・活動内容や参加方法がわからないから	4.5%
・活動に危険が伴いそうだから	3.0%
・その他	15.1%
・無回答	20.6%

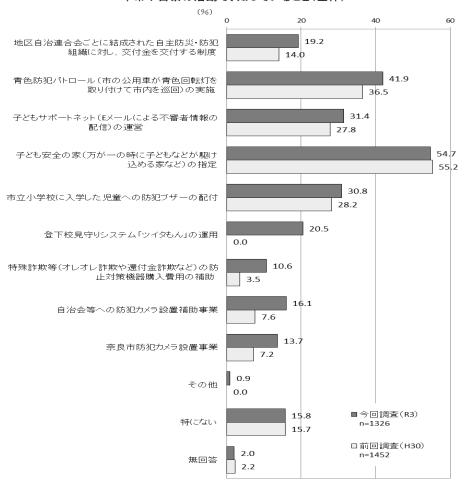
#### 参加する気がない理由(全体)



### 【14】本市や警察の活動で、ご存知のものはありますか。(当てはまるものすべて)

・地区自治連合会ごとに結成された自主防災・防犯組織に対し、交付金を交付する 制度 19.2% ・青色防犯パトロール (市の公用車が青色回転灯を取り付けて市内を巡回)の実施 41.9% ・子どもサポートネット (Eメールによる不審者情報の配信) の運営 31.4% ・子ども安全の家(万が一の時に子どもなどが駆け込める家など)の指定 54.7% ・市立小学校に入学した児童への防犯ブザーの配付 30.8% ・登下校見守りシステム「ツイタもん」の運用 20.5% ・特殊詐欺(オレオレ詐欺や還付金詐欺など)の防止対策機器購入費用の補助 10.6% ・自治会等への防犯カメラ設置補助事業 16.1% ・奈良市防犯カメラ設置事業 13.7% その他 0.9% 特にない 15.8% ・無回答 2.0%

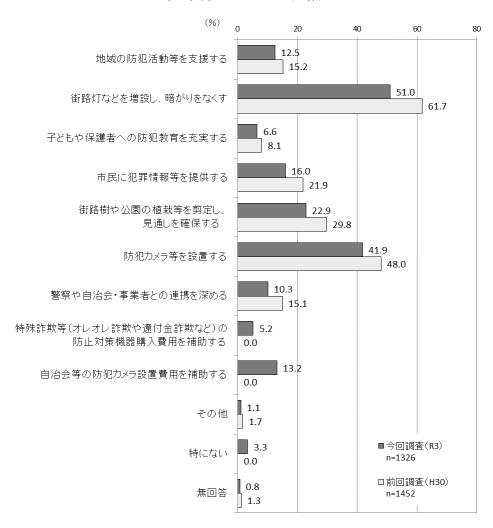
#### 本市や警察の活動で、知っていること(全体)



## 【15】あなたが防犯に関して、市に取り組んでほしいと思うことは何でしょうか。 (最も当てはまるもの2つまで)

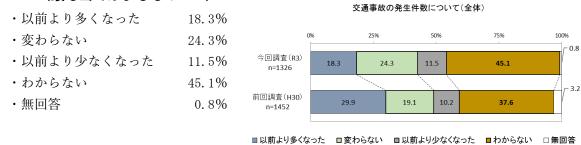
・地域の防犯活動等を支援する	12.5%
・街路灯などを増設し、暗がりをなくす	51.0%
・子どもや保護者への防犯教育を充実する	6.6%
・市民に犯罪情報等を提供する	16.0%
・街路樹や公園の植栽を剪定し、見通しを確保する	22.9%
・防犯カメラ等を設置する	41.9%
・警察や自治会・事業者との連携を深める	10.3%
・特殊詐欺等(オレオレ詐欺や還付金詐欺など)の防山	Ŀ
対策機器購入費用を補助する	5.2%
・自治会等の防犯カメラ設置費用を補助する	13.2%
・その他	1.1%
・特にない	3.3%
・無回答	0.8%

#### 市に取り組んでほしいこと(全体)



## 【16】あなたはここ数年の交通事故の発生件数についてどう思われますか。

## (最も当てはまるもの1つ)

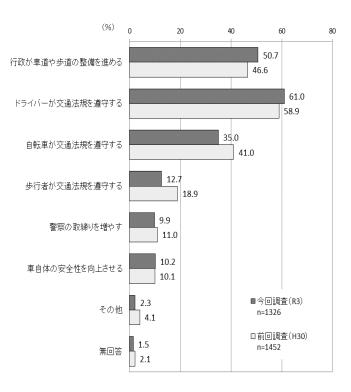


## 【17】交通事故を減らすためには何をすべきと考えますか。

### (最も当てはまるもの2つまで)

・行政が車道や歩道の整備を進める	50.7%
・ドライバーが交通法規を遵守する	61.0%
・自転車が交通法規を遵守する	35.0%
・歩行者が交通法規を遵守する	12.7%
・警察の取締りを増やす	9.9%
・車自体の安全性を向上させる	10.2%
・その他	2.3%
・無回答	1.5%

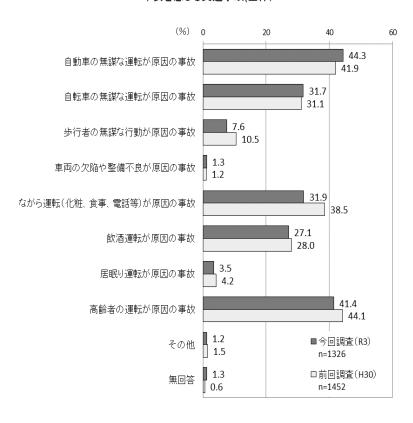
#### 交通事故を減らすためにすべきこと(全体)



## 【18】あなたが不安に感じる交通事故とは、どのような種類のものでしょうか。 (最も当てはまるもの2つまで)

・自動車の無謀な運転が原因の事故	44.3%
・自転車の無謀な運転が原因の事故	31.7%
・歩行者の無謀な行動が原因の事故	7.6%
・車両の欠陥や整備不良が原因の事故	1.3%
・ながら運転(化粧、食事、電話等)が原因の事故	31.9%
・飲酒運転が原因の事故	27.1%
・居眠り運転が原因の事故	3.5%
・高齢者の運転が原因の事故	41.4%
・その他	1.2%
・無回答	1.3%

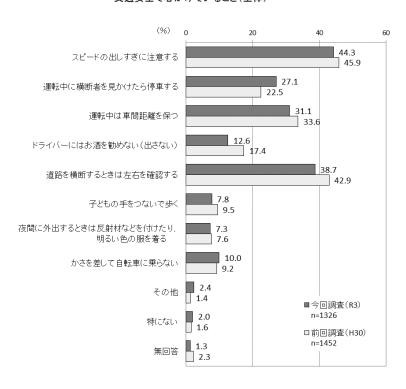
### 不安を感じる交通事故(全体)



# 【19】あなたが交通安全について心がけていることは何でしょうか。(最も当てはまるもの2つまで)

・スピードの出しすぎに注意する	44.3%
・運転中に横断者を見かけたら停車する	27.1%
・運転中は車間距離を保つ	31.1%
・ドライバーにはお酒を勧めない(出さない)	12.6%
・道路を横断するときは左右を確認する	38.7%
・子どもの手をつないで歩く	7.8%
・夜間に外出するときは反射材などを付けたり	
明るい色の服を着る	7.3%
・かさを差して自転車に乗らない	10.0%
・その他	2.4%
・特にない	2.0%
・無回答	1.3%

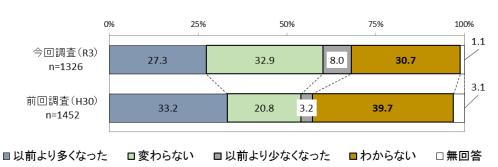
#### 交通安全で心がけていること(全体)



## 【20】あなたはここ数年の迷惑行為の発生件数についてどう思われますか。 (当てはまるもの1つ)

・以前より多くなった
・変わらない
・以前より少なくなった
・わからない
・無回答
27.3%
82.9%
8.0%
1.1%

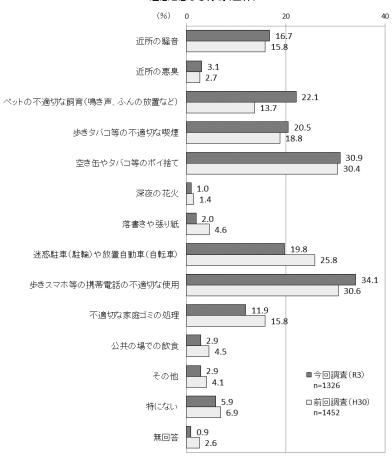
#### 迷惑行為に対する意識



## 【21】あなたが日常生活において迷惑と感じる行為にはどのようなことがありますか。 (最も当てはまるもの2つまで)

・近所の騒音	16.7%
・近所の悪臭	3.1%
・ペットの不適切な飼育(鳴き声、ふんの放置)	22.1%
・歩きタバコ等の不適切な喫煙	20.5%
・空き缶やタバコのポイ捨てなど	30.9%
・深夜の花火	1.0%
・落書きや張り紙	2.0%
・迷惑駐車 (駐輪) や放置自動車 (自転車)	19.8%
・歩きスマホ等の携帯電話の不適切な使用	34.1%
・不適切な家庭ゴミの処理	11.9%
・公共の場での飲食	2.9%
・その他	2.9%
・特にない	5.9%
・無回答	0.9%

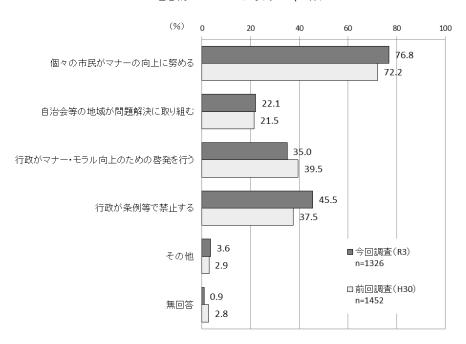
#### 迷惑と感じる行為(全体)



# 【22】このような迷惑行為を防止するために必要であるとあなたが考える取り組みは何でしょうか。(当てはまるものすべて)

・個々の市民がマナーの向上に努める	76.8%
・自治会等の地域が問題解決に取り組む	22.1%
・行政がマナー・モラル向上のための啓発を行う	35.0%
・行政が条例等で禁止する	45.5%
・その他	3.6%
・無回答	0.9%

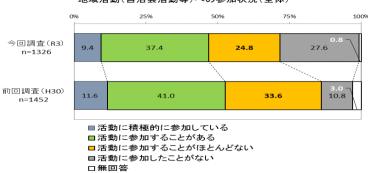
#### 迷惑防止のために必要なこと(全体)



## 【23】あなたは、地域活動を(自治会活動等)をされていますか。 (当てはまるもの1つ)

・活動に積極的に参加している	9.4%
・活動に参加することがある	37.4%
・活動に参加することがほとんどない	24.8%
・活動に参加したことがない	27.6%
・無回答	0.8%

地域活動(自治会活動等)への参加状況(全体)



## 【24】【23】で「活動に参加することがほとんどない」「活動に参加したことがない」 と答えた方にお聞きします。あなたが活動(加入)しない理由は何でしょうか。 (当てはまるもの1つ)

・役員等になりたくないから	8.3%
・人付き合いがわずらわしいから	8.2%
・特に関心がないから	7.6%
・活動(加入)することに意義や魅力を感じないから	3.6%
・仕事や家事で多忙だから	31.4%
・趣味やボランティア等の活動などで多忙だから	2.4%
・活動内容や参加方法がわからないから	16.7%
・その他	17.7%
・無回答	4.0%

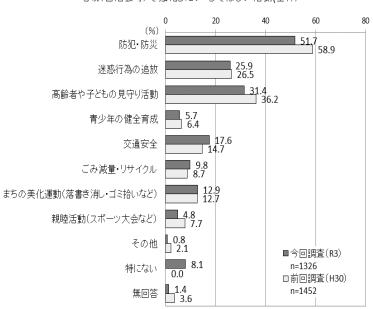
#### 地域(自治会等)の活動に参加(加入)しない理由



## 【25】地域(自治会等)で今後取り組みを強化したい、あるいは強化してほしい活動 は何でしょうか。(最も当てはまるもの2つまで)

・防犯・防災	51.7%
・迷惑行為の追放	25.9%
・高齢者や子どもの見守り活動	31.4%
・青少年の健全育成	5.7%
・交通安全	17.6%
・ごみの減量・リサイクル	9.8%
・まち美化運動	
(落書き消し・ゴミ拾いなど)	12.9%
・親睦活動(スポーツ大会など)	4.8%
・その他	0.8%
・特にない	8.1%
・無回答	1.4%

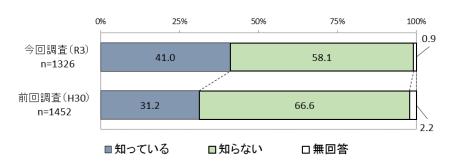
#### 地域(自治会等)で強化したい・してほしい活動(全体)



## 【26】 奈良市に防犯カメラを設置していることを知っていますか。 (当てはまるもの1つ)

・知っている 41.0%・知らない 58.1%・無回答 0.9%

#### 奈良市防犯カメラの認知度(全体)



# 【27】 公共の場に防犯カメラが設置されることについて、犯罪の抑止効果や事件の早期解決に役立つと思いますか。(当てはまるもの1つ)

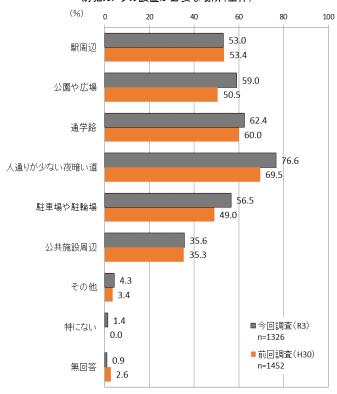
・役立つ 73.1%
・どちらかというと役立つ 21.4%
・どちらかというと役立たない 1.2%
・役立たない 0.3%
・わからない 3.1%
・無回答 0.9%



## 【28】防犯カメラの設置が必要と思われる場所はどこですか。 (当てはまるものすべて)

53.0%
59.0%
62.4%
76.6%
56.5%
35.6%
4.3%
1.4%
0.9%

#### 防犯カメラの設置が必要な場所(全体)



## 【29】防犯カメラの設置は今後も必要だと思いますか。(当てはまるもの1つ)

・そう思う	70.8%
・ややそう思う	20.1%
・あまりそう思わない	2.1%
・そう思わない	1.4%
・わからない	4.4%
・無回答	1.2%

### 市で設置する防犯カメラの今後の必要性

